

造船業におけるクレーンを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	13~14	作業場にて、立ってクレーンを使用し、BW（P）ブロックを起立させている時に、手押し台車が邪魔だったので一旦クレーンを停止し、手押し台車手すりに左手をかけて台車を引いていた時に、停止していたブロックが急に起立姿勢に変化し、台車手すりと部材の間に指を挟まれて受傷した。	60~29	10~29
2	10~11	お客様構内工場A-2棟内において、同僚3名とペンダント操作式6t天井クレーン性能検査の準備作業中、ウェイトを吊り上げる為にクレーン操作者と連絡を取り合い、クレーン上に乗った状態で走行していた時、制御盤上に置いていた小物工具が落ちそうになったため、走行方向に対し後ろ向きで立ち上がった際、建屋の梁を制御盤の間に挟まれ死亡した。	32~99	50~99
2	16~17	2号ドック横の艀装品センターで4.8tクレーンを使用し、M768キャットウォークの仕分け作業をしていた。2つに重ねていたキャットウォークAとBを仕分け、並べ、被災者が仕分けした荷AとBの間に入り、自分の方向にクレーンで、ゆっくり引きずる形で、Aを移動した際にAが想定以上に急接近し、とっさに左手で止めた為、背後のBに肘が、つかえて挟まれる状態となり負傷した。	60~49	30~49
3	13~14	S-K110番船NO4ホールド左舵側上甲板上にて、鋼製パレット内のマンホールカバー（10枚重ねを番線にて4点固締）をパレットよりデッキに搬出する際、マンホールの取っ手にナイロンスリングを通し、デッキクレーンにて高さ約1Mのところまで吊り上げたところ、番線が破断し、玉掛け補助に従事していた被災者の右足甲部にマンホールカバーが落下した。（マンホールカバー30kg×10枚=約300kg）	65~29	10~29
		本社工場No.5運転台にて運転中のエンジンにおいて、現場担当者（被災者）が、		

6	10~ 11	煙突内の圧力（背圧）を制御するバルブ操作のため、上部煙突付近の足場へ上がろうとして右手をクレーンレールに掛けたその時、別の業務に従事していた者が被災者の存在に気付かず、5t天井走行クレーンを東から西へ移動させ、被災者の右手がクレーンレールと5t天井走行クレーンの車輪によって挟まれた。	23 ~ 299	100 ~ 299
7	10~11	ボイラー台製作のためコーミングのプレートをクレーンで移動し、スリング1本吊りで重なった4枚のプレートを床に接地しようとした。その際、バランスをとろうとプレート側面に手を添えたところ、プレートがずれて、手を挟まれ負傷した。	40	1~ 9
9	14~ 15	事業所内工場で被災者が部材の取り付け作業を行っていた時、加害者がクレーン作業において、リフティングマグネットで部材を配材しようとしていた所、作業者のいない所を通り配材するつもりが操作を誤りかがんで作業をしていた被災者の背中に落ちてしまい、ケガを負わせてしまった。ウォールクレーンをめんどくさからずに、真中の方にずらしていたら作業者のいない所を確実に通れ配材出来ていた。サイレンを確実に鳴らしていれば、被災者はよけていたので、災害は起こらなかった。	50	1~ 9
11	17~ 18	レーザー切断機に天井クレーンにてアルミ板をセッティング移動中に、20cmほどバキュームリフトで吊り上げたが落下した。その際、右手で板を下部より支えていたため、土台（滑り止め板）に挟まれ、人差し指を負傷した。原因、アルミ板上のバキュームリフト吸着箇所が掃除が出来ていなかった。	40	10 ~ 29
12	15~16	屋外資材置場でクレーンの作業中に吊り具が左腕に当たり負傷した。	62	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html